

旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表

1	登録申請書 ①	手数料15,010円	
2	登録申請書 ②	営業所が複数ある場合のみ	
3	旅行サービス手配業務に係る事業の計画		
4	旅行サービス手配業務に係る組織の概要		
5	事故処理体制表	営業時間外の連絡先記載	
6	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表		
7	旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の写し	旅行サービス手配業務取扱管理者の初回選任時には、7又は8が必要 ただし、合格から5年経過している場合は、9が必要	
8	旅行サービス手配業務取扱管理者研修（初回研修）修了証の写し	旅行サービス手配業務取扱管理者の初回選任時には、7又は8が必要 ただし、初回研修の受講から5年経過している場合は、9が必要	
9	旅行サービス手配業務取扱管理者研修（継続研修）修了証の写し		
10	旅行サービス手配業務取扱管理者の履歴書	写真添付	
11	旅行サービス手配業務取扱管理者の宣誓書		
12	全役員の宣誓書【法人】申請者の宣誓書【個人】	旅行サービス手配業務取扱管理者と重複する場合には不要	
13	定款又は寄附行為【法人のみ】	目的欄に「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」の記載があること	
14	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【法人】申請者の住民票の写し※【個人】 （氏名・住所・生年月日の記載があるもの。 本籍等の記載不要。 マイナンバーが記載されたものは提出不可。） ※市町村で発行されるものの自体を「住民票の写し」といいます。コピーとは異なりますのでご注意ください。	神奈川県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により他の都道府県知事から申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項第1号の規定により申請者に係る本人確認情報を利用する場合は不要。	
15	各営業所の賃貸借契約書（写し）又は建物登記簿謄本（原本）	転貸借の場合は所有者の承諾があることを証する書面を併せて提出する	
16	各営業所の案内図及び写真（外観及び営業所入口付近を撮影したもの）	営業所入口付近に商号を掲示すること	
17	登録簿 ①		
18	登録簿 ②	営業所が複数ある場合のみ	